



四年十月
一六中少御世
設置堂所
御長河川所
事次...

左院

議長 参議ヨリ無任ニ又ハ一等議負ヨリ任ス

議事ヲ判スルヲ掌ル

一等議負

七月廿九日
左院
御長河川所
事次...

[Faded vertical text in a grid format, likely bleed-through from the reverse side of the page]

正院

一 議院ノ職

二等議員

三等議員

諸立法ノ事ヲ議スルヲ掌ル

書記

文書ヲ檢シ議案ヲ草スル事ヲ掌ル

右院

諸省長官次官

當務ノ法案ヲ草シ諸省ノ議事ヲ審調スル

ヲ掌ル

書記 各本官ノ秘録任之

文書ヲ檢シ法案ヲ草スルヲ掌ル

次ノ件ヲニ據テ撰寫

次

四年三月七日
議院事務章程
改定
アリ

左院事務章程

左院ハ議負諸立法ノ事ヲ議スル所ナリ

議長ハ一人ヲ限リ參議ニ無任シ又ハ一等議

負ヨリ之ニ任ス

議員ハ第一第二第三ヲ以テ其等級ヲ定メ人負

ニ定限アルコトナシ

新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規定則ヲ

増損更革シ及ビ未タ例規ナキ事ヲ考定スル等

正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス都テ議長議

負ノ衆論ヲ盡シテ之ヲ判決シ鈐印ノ後正院



上述ス

凡ソ議事ハ衆論一決ノ説ヲ採ルヲ本旨トス故
ニ議長議負ノ論説ヲ審議シ同論ノ多キヲ以テ
共議ヲ判決ス若シ同論ノモノ彼此同人數々ヲ
ハ議長ノ可トスル所ヲ以テ之ヲ決ス
議負五分以上ノ闕席アル時ハ議事ヲ為スヲ得
ス
議事ニ當リテ若施政ノ官負ニ諮詢スヘキ事ヲ
ラハ正院ヲ乞ヒ其命令ヲ以テ其人ヲ出席セシ
メ之ヲ推問スルヲ得ル

議事ノ章程及ヒ本院ノ開閉ハ皆太政官ノ特裁
ニ從フヘシ

議負ノ撰舉免黜ハ正院ノ審判ニアルヘシ

議負ハ唯衆議ニ由テ事ノ可否ヲ決シ或ハ之ヲ

論定スルノ權アルモノトス

議長ハ其院中決議ノ事ニ就テハ正院ノ許可ヲ

レハ其席ニ出テ可否ヲ審辨スルヲ得ル然レト

モ其事ノ行フト否サルトハ決テ之ヲ論スルヲ

得ス

凡ソ議事ハ皆機密ニ涉ル故ニ議中ニ係ルヲ及

正院ニ上達シテ未タ決裁アラサルモノハ各自
ノ意見ト雖モ他ニ泄スヲ禁ス
議案及ヒ一切ノ公文書類ハ書記ニ付シテ繕寫
編輯セシム

史官 負

議案及一切ノ文書ヲ繕寫シテ之ヲ編輯ス
此章程更ニ増補更正スヘキ事アラハ商議ヲ盡
シ 上裁ヲ經テ定ムヘシ

右院事務章程

右院ハ各省ノ長官當務ノ法ヲ察見及行政實際
ノ利害ヲ審議スル所ナリ
各省長官次官之ニ任ス
凡ソ當務ノ法案其主任ノ長官之ヲ草シテ同官
ノ商議ニ付スヘシ
其奏案ヲ草スル制度條例ニ係ル事件ニシテ其
區分ハ各省事務ノ章程ニ照準スヘシ
各省事務章程ニ掲載セサルノ事件ハ其主任ノ
長官共奏案ヲ録シテ同官ノ商議ニ付スヘシ

四千九百
一右院規則
此ノ御確立
初以御確立
ニ在リ
二七ノ日
此ノ
法務省ノ内
月務ノ生
達等ノ司
會日事故
欠席又ハ
不モハ
ノ用務
此時
正院
月務

同官商議シテ異論アレハ其異論ノ所以ヲ書シ
其奏書ニ付シテ正院ニ上達シ決裁ヲ乞フヘシ
正院ヨリ下問スル事件ハ其主任ノ長官可否ヲ
草案ニ商議ニ付シ同官中異論アレハ其異論ノ
所以ヲ書シ奏書ニ付シテ正院ニ上報スヘシ
各省當務ノ事件決裁ヲ乞ヒ奏可トセハ其主任
ノ長官之ヲ受ク其省ニ於テ速ニ之ヲ施行ス
太政官ヨリ各省ニ下シテ施行セシムル事件其
主任ノ長官之ヲ受ク其利害ヲ審考ヒ之ヲ不可
トスル時ハ同官ニ商議シテ覆奏シ又ハ三職ノ

許可アレハ正院ニ出席シテ可否ヲ審辨スルヲ
得ル然レトモ其事ヲ行フト否サルトハ決シテ
之ヲ論スルヲ得ス

凡ソ議事ハ皆機密ニ涉ル故ニ議中ニ係ル事及
正院ニ上達シテ未タ決裁アラサルモノハ各自
ノ意見ト雖モ他ニ泄ラスヲ禁ス

議案及一切ノ公文書類ハ各長官附属ノ録ニ命
ジテ繕寫編輯セシム

此章程更ニ増補更正スヘキ事アラハ商議ヲ盡
シ上裁ヲ經テ定ムヘシ